

世界で広がる脱炭素化の潮流

- 1 世界の平均気温の上昇を産業革命前から2 未満に抑えること、1.5 未満に抑える努力をすることが世界共通の目標に
- 1 1.5 未満に抑えるためには、世界の温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロとし、2030年までに約半減させることが必要
- 1 ウクライナ・ロシア情勢により、エネルギー供給の脆弱性という課題が改めて顕在化

IPCC第6次評価報告書 統合報告書（2023年3月）

- 1 1.5 未満に気温上昇を抑えるためには、「2035年に2019年比で世界全体で温室効果ガス60%削減（CO₂は65%）が必要」であると指摘
- 1 この10年間に行う選択や実施する対策が、現在から数千年先まで影響を持つことを指摘

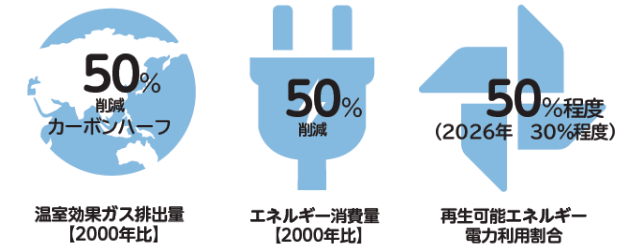


- 1 エネルギー安全保障の観点からも、**省エネの更なる深掘りに加え、再生可能エネルギーの利用拡大等のエネルギーの脱炭素化をはじめ、あらゆる分野で脱炭素行動を進める必要**
- 1 エネルギーの大消費地である東京の責務として、**脱炭素行動を大胆に強化し、国内外における脱炭素社会の実現に向けて先導的な役割を果たすことが求められる**
- 1 脱炭素化に向けた取組により、**建築物や事業活動、ひいては都市自体が評価、選択されるなど、温室効果ガスの削減に向けた対策の推進は、都市としての価値の向上や国際競争力の強化にも不可欠な要素**

< 東京都が果たすべき役割と目指す都市の姿 >

- 1 2050年のゼロエミッションの実現とその実現の鍵を握る「2030年カーボンハーフ」を達成するために、あらゆる分野の取組を大胆に強化し、国際的なリーダーシップを発揮していく
- 1 都は、「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安心・安全、快適な「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を目指していく

【都の2030年目標】



東京の地域特性を踏まえ、建築物の断熱・省エネ性能の強化と再生可能エネルギーの導入、都市開発における面的なエネルギーマネジメント、利用エネルギーの脱炭素化の促進などあらゆる制度を強化

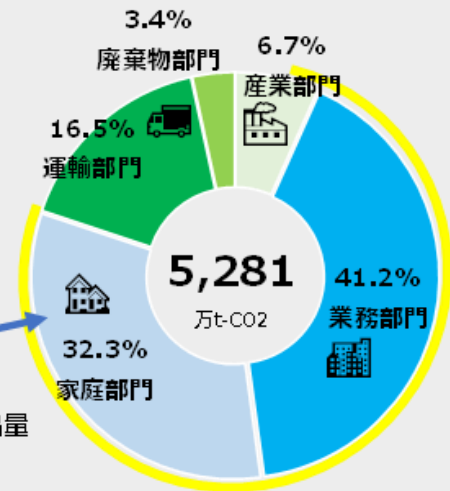
< 環境確保条例に基づく既存建物における制度の取組強化 >

- 1 東京には、オフィスビルや住宅等の建物が集積しており、都内最終エネルギー消費の約8割、CO₂排出量の約7割が「建物」由来エネルギーによるもの
- 1 建物でのエネルギーの使用を可能な限り効率化するとともに、使用するエネルギー自体を脱炭素化するなど、建物のゼロエミッション化を加速させていくことが重要

- 1 新築建物を対象とした2つの制度、地域におけるエネルギー有効利用やエネルギー供給事業者を対象とした制度については、令和4年度（2022年度）に制度の新設及び強化に向けた条例改正を実施
- 1 既存建物の制度である**キャップ&トレード制度**及び**地球温暖化対策報告書制度**についても、事業者の「省エネの更なる深掘り」と「再エネ利用拡大」を促進する**制度に改正**
- 1 **令和5年度（2023年度）に東京都環境確保条例等の改正を行い、周知等の期間を経て、令和7年（2025年）4月からの施行を予定**

建物由来(7割)

東京都の部門別 CO₂ 排出量
(2020年度速報値)



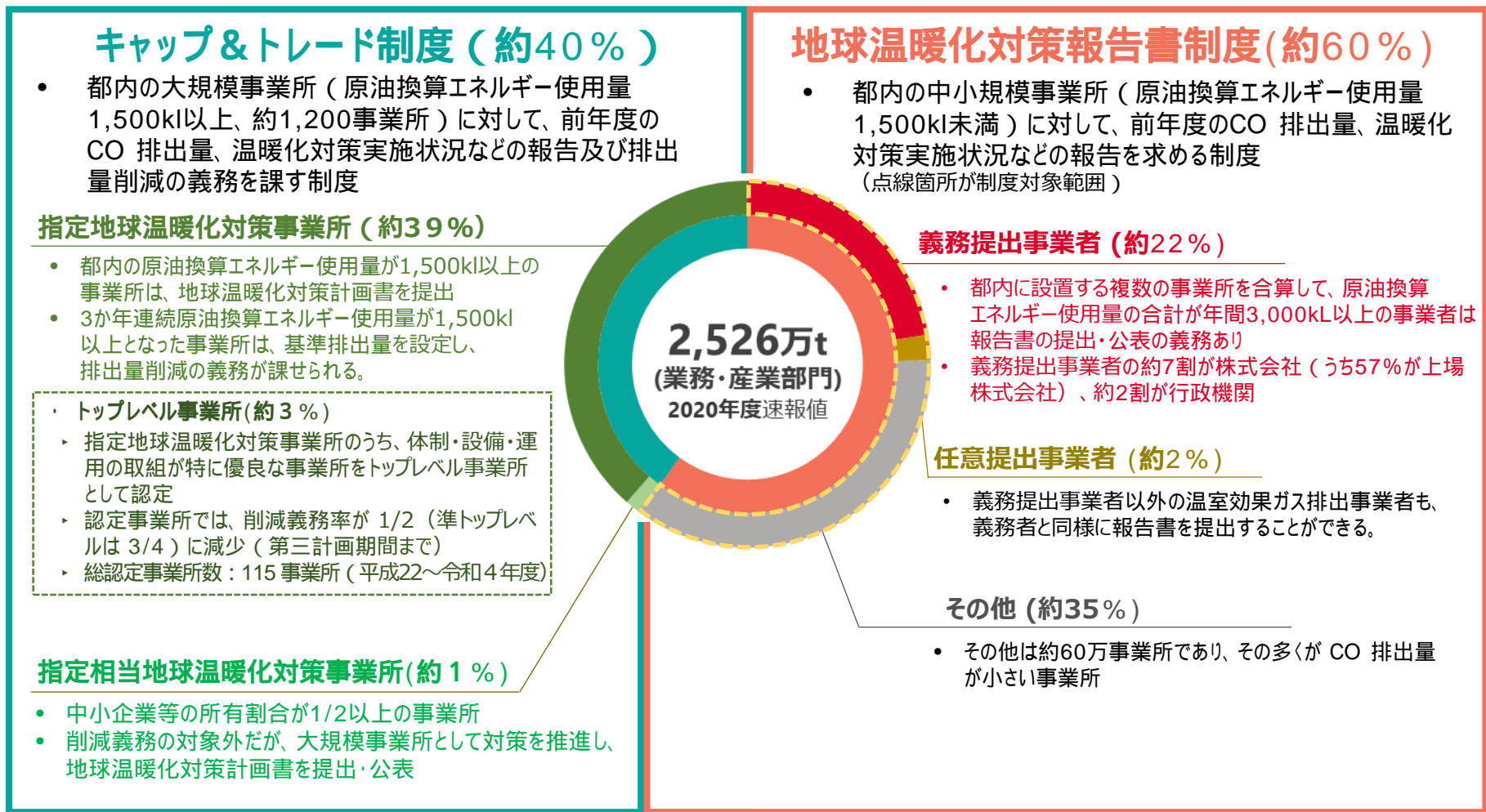
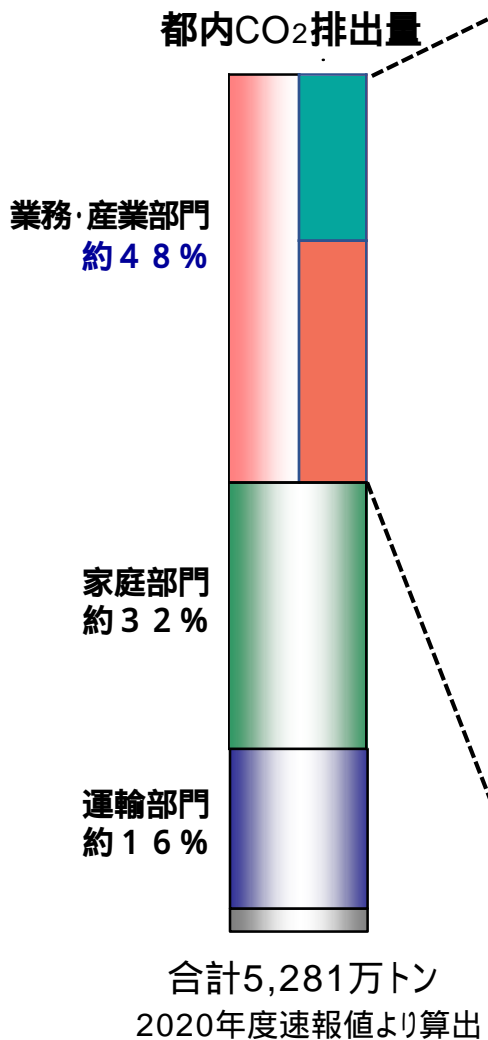
令和4年12月 条例改正済み

今回の制度改正対象

規模	新築建物	既存建物	規模
大規模 延床面積 2,000㎡以上	建築物環境計画書制度 ● 太陽光発電等再エネ設備、ZEV充電設備の整備義務 ● 断熱・省エネ性能の基準の強化 等 強化	キャップ&トレード制度 ● 再エネ利用拡大を促す仕組みの充実 ● 積極的な取組を後押しするインセンティブ策 等 強化	大規模 原油換算 1,500kL以上
2,000㎡未満	建築物環境報告書制度 ● 太陽光発電等再エネ設備、ZEV充電設備の整備義務 ● 断熱・省エネ性能設備の整備義務 等 新設		1,500kL未満
中小規模	エリア（都市開発・エネマネ） 地域エネルギー有効利用計画制度 ● ゼロエミ地区形成に向け、都がガイドラインを策定、開発事業者が脱炭素化方針を策定・公表 等 強化		中小規模
	再エネ供給 エネルギー環境計画書制度 ● 都が再エネ電力割合の2030年度目標水準を設定、供給事業者が目標設定や実績等を報告・公表 等 強化		

キャップ&トレード制度及び地球温暖化対策報告書制度の対象範囲

1 都内のCO₂排出量の約半分を占める産業・業務部門を対象に「キャップ&トレード制度」及び「地球温暖化対策報告書制度」を運用



キャップ&トレード制度 (約40%)

- 都内の大規模事業所（原油換算エネルギー使用量1,500kl以上、約1,200事業所）に対して、前年度のCO₂排出量、温暖化対策実施状況などの報告及び排出量削減の義務を課す制度

指定地球温暖化対策事業所 (約39%)

- 都内の原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の事業所は、地球温暖化対策計画書を提出
- 3か年連続原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上となった事業所は、基準排出量を設定し、排出量削減の義務が課せられる。

トップレベル事業所 (約3%)

- 指定地球温暖化対策事業所のうち、体制・設備・運用の取組が特に優良な事業所をトップレベル事業所として認定
- 認定事業所では、削減義務率が1/2（準トップレベルは3/4）に減少（第三計画期間まで）
- 総認定事業所数：115事業所（平成22～令和4年度）

指定相当地球温暖化対策事業所 (約1%)

- 中小企業等の所有割合が1/2以上の事業所
- 削減義務の対象外だが、大規模事業所として対策を推進し、地球温暖化対策計画書を提出・公表

地球温暖化対策報告書制度 (約60%)

- 都内の中小規模事業所（原油換算エネルギー使用量1,500kl未満）に対して、前年度のCO₂排出量、温暖化対策実施状況などの報告を求める制度（点線箇所が制度対象範囲）

義務提出事業者 (約22%)

- 都内に設置する複数の事業所を合算して、原油換算エネルギー使用量の合計が年間3,000kl以上の事業者は報告書の提出・公表の義務あり
- 義務提出事業者の約7割が株式会社（うち57%が上場株式会社）、約2割が行政機関

任意提出事業者 (約2%)

- 義務提出事業者以外の温室効果ガス排出事業者も、義務者と同様に報告書を提出することができる。

その他 (約35%)

- その他は約60万事業所であり、その多くがCO₂排出量が小さい事業所

< 第四計画期間の制度のあり方・方向性 >

「2030年カーボンハーフ」達成に向けて、事業者の「省エネの更なる深掘り」及び「再エネ利用拡大」を促進する制度への改正が必要

< 制度対象事業所の近年の動向 >

- n グローバルな観点を踏まえた脱炭素対策を重視する企業が増加
- n 再エネ利用を進める企業の増加や、再エネ電気の調達手法の多様化
- n 建物の環境性能や再エネ供給・利用状況等を重視するテナント、投資家、取引先等の増加 など

【キャップ&トレード制度の強化の方向性】

対象事業所の対策を更に底上げする方策

- 「2030年カーボンハーフ」の達成に向けた新たな削減義務率を設定し、対象事業所における対策を更に底上げ

再エネ利用を更に進める方策

- 再エネに関する目標設定・取組状況等の報告・公表の拡充、事業者の動向や調達手法の多様化等を踏まえた再エネの取扱いなどの新たな仕組みを導入

積極的な取組を後押しするインセンティブ策

- トップレベル事業所認定制度で、省エネ対策に加えて再エネ利用やゼロエミッション化に向けた取組を積極的に評価
- 対象事業所の報告・公表内容の拡充により、気候変動に関連した情報開示等に積極的に取り組む事業所を後押し

【地球温暖化対策報告書制度の強化の方向性】

目標となる達成水準の提示と報告書による達成状況の報告

- 東京都：2030年に向けて省エネ・再エネに関する事業所及び事業者としての目標となる達成水準を提示
- 事業者：東京都が示した水準の達成に向けて推進計画を策定し、達成状況について毎年、報告・公表

再エネ利用に関する報告書の拡充

- 再エネ導入に意欲的な事業者を適正に評価できるよう制度強化
- 情報開示等を推進する事業者等を後押しするとともに、さらなる再エネ利用拡大のインセンティブとする

東京都と事業者による公表内容等を拡充

- 事業者が、脱炭素への取組状況をサプライチェーンや金融機関等が把握しやすく公表することで事業者の企業評価の向上につなげる
- 東京都が、報告書をもとに脱炭素の取組・進捗状況等を第三者に公表するオープンデータ化等を実施

ü グローバルな観点を踏まえた脱炭素対策を重視する企業が増加

パリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標である SBT への参加や、TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース) などグローバルな観点を踏まえた脱炭素対策を重視する企業が増加

ü 再エネ利用を推進する企業や、再エネ電気調達手法が多様化

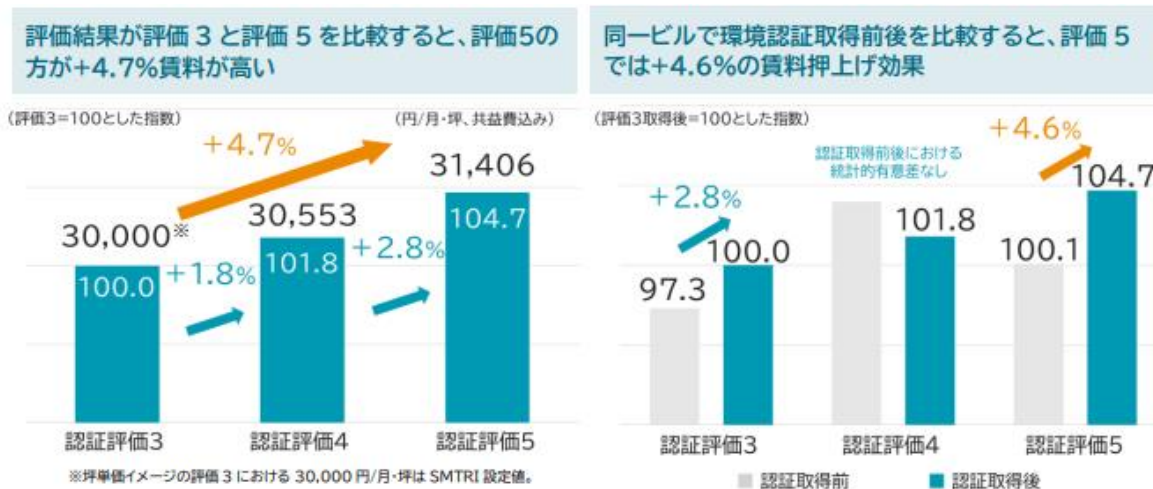
事業所における再エネ100%電気等の利用を目指す取組が拡大しており、電力メニューによる再エネ100%電気の供給やオフサイトPPAによる調達及び非化石証書の直接購入等、事業所による再エネ調達の手法が多様化

ü 建物の環境性能や再エネ利用可否等を重視する企業等が増加 (事業者によるオフィスの新たな選択基準へ)

- 不動産業界では、大手不動産会社が主体となり、保有する賃貸オフィスビルにおいて再エネ電力を導入することで、自社とテナント企業の双方の脱炭素化を加速
- 既存建物の環境パフォーマンスについて、CO₂排出やエネルギー効率性等のレベルに注目するなど、建物の環境性能や再エネ利用状況等を重視する投資家や金融機関等が増加
- 都内の不動産に関し、環境認証を取得したオフィスビルは賃料が高い等の経済的なプラス効果があるとの分析など、環境性能の高い建築物が評価される動きも見られる。

イニシアティブ名称	参加企業数	
	東京都内企業 (イニシアティブ参加企業が所有する制度対象事業所の割合)	
	キャップ&トレード制度対象 (令和3年度末時点)	地球温暖化対策報告書制度対象 (令和3年度提出事業者)
TCFD	約3割	約1割
RE100	約1割	1割未満
SBT	約1割	1割未満
CDP	1割未満	1割未満

【イニシアティブ参加企業が所有する制度対象事業所の割合】



【環境認証取得に係る経済的インセンティブの有無に関する調査】

出典：三井住友信託銀行株式会社「『不動産の環境認証の取得状況および経済価値の調査』の実施について」(2022年7月20日 <https://www.smtb.jp/-/media/tb/about/corporate/release/pdf/220720.pdf>)